

# いなべ市公式 Twitter 運用ガイドライン

## 目的

このガイドラインは、いなべ市（以下「市」という。）が高い情報の伝播性を持つ Twitter を活用し、市に関する事業、催し、市の魅力及び災害等の緊急情報等を広く一般に周知することを目的とする。

## 用語の意義

- 1 Twitter 140 文字以内の情報をインターネット上に公開し、その情報を不特定の人がパソコン・モバイル等の情報端末から自由に閲覧でき、また情報のやり取りが可能なツールのこと。
- 2 ツイート Twitter に記事を投稿することおよびその記事のこと。
- 3 アカウント Twitter を運用するために取得した権利および利用者情報のこと。
- 4 フォロー ほかのアカウントのツイートを自身のアカウントで常に閲覧できるように登録すること。
- 5 リツイート ほかのアカウントのツイートを自身のアカウントのツイートの引用すること。
- 6 リプライ ほかのアカウントのツイートに返信をすること。
- 7 URL インターネット上にあるホームページの場所を指し示す記述のこと。

## アカウント

本市公式アカウントは次に掲げるとおりとする。

- 1 三重県いなべ市公式アカウント
  - (1) ユーザー名 inabe\_official
  - (2) URL [https://twitter.com/inabe\\_official](https://twitter.com/inabe_official)
  - (3) パスワード 広報秘書課長が別に定める。
  - (4) メールアドレス 広報秘書課のものとする。
- 2 三重県いなべ市緊急用アカウント
  - (1) ユーザー名 inabe\_kinkyu
  - (2) URL [https://twitter.com/inabe\\_kinkyu](https://twitter.com/inabe_kinkyu)
  - (2) パスワード 広報秘書課長が別に定める。
  - (3) メールアドレス 広報秘書課のものとする。

## ツイート

ツイートは広報秘書課が行うものとし各アカウントで投稿する情報は次に定めるとおりとする。

- 1 三重県いなべ市公式アカウント

原則として市公式ホームページ及び市情報誌 Link に掲載する情報及び緊急・防災情報とする。
- 2 三重県いなべ市緊急用アカウント

サーバーダウン時などにホームページに情報を緊急・防災情報を反映させるために使用する。

ツイートをした情報は市公式ホームページ内トップページに緊急情報として自動掲載する。

#### リツイート及びリプライの禁止

リツイート、リプライは原則として行わないものとする。

#### フォロー

- 1 フォローを受けた場合は、原則として拒否（ブロック）をしないものとする。但し、市公式 Twitter 運用に対して明らかな妨害または妨害と判断できる場合、または悪質なスパムと判断できる場合はこの限りではない。
- 2 市からは、原則フォローをしないものとする。但し、公式アカウントの確認がとれる国または地方公共団体の運用するアカウントはこの限りではない。

#### 乗っ取り・成りすましへの対応

アカウントが乗っ取られた場合、成りすましを発見した場合は、速やかに Twitter サポートに連絡し対応を要請するとともに、市公式ホームページでアカウントを明記したうえで注意を促すものとする。

#### 留意事項

- 1 地方公務員法をはじめとする関係法令、職員の服務に関する規程及び Twitter ルールを遵守すること。
- 2 本市公式アカウントを業務目的以外に使用しないこと。
- 3 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに最大限留意すること。
- 4 ツイートをする情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招くことのないように努めること。
- 5 次に掲げる情報の発信は禁止する。
  - (1) 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
  - (2) 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
  - (3) 違法行為又は違法行為を煽る情報
  - (4) 職員の個人的見解や意見
  - (5) 職務上知り得た秘密や個人情報
  - (6) 市、又は第三者の権利を侵害する情報
  - (7) 市のセキュリティを脅かすおそれのある情報
  - (8) 信憑性、信頼性の無い情報、又は噂や風説等を助長させる情報
  - (9) その他公序良俗に反する一切の情報

#### 停止又は削除

Twitter の運用が困難と判断される場合には、市公式ホームページに明記したうえで速やかにツイートを停止、又はアカウントを削除するものとする。

その他

このガイドラインに定めがない事項については、広報秘書課が適切な判断を行うものとする。